

令和2年度 社会福祉法人葛尾村社会福祉協議会事業計画(案)

<基本方針>

東日本大震災に伴う原発の事故による葛尾村民の生活も10年目を迎えました。村においては平成28年6月、村の一部（野行地区）を除き国からの避難指示が解除され村へ帰村した方も徐々に増えてはいるものの、今後急激な増加は見込めない状況にあります。三春町においては、仮設住宅供与期間が昨年終了し、仮設住宅から復興住宅へ移った方や再建先住宅へ移り住んだ方等分散化がいっそう進み様々な不安要素が残るところです。そんな中で当社会福祉協議会としては、避難先に残る村民の支援を継続をしながらも、村においては帰村した要援護者の見守り、安否確認、更には交流サロン・介護予防事業・地域のコミュニティーの再構築に資する事業等を進めていきます。本年度は特に、三春町のサポートセンターを終了し、地域密着型通所介護事業・基準該当訪問介護事業を村内で再開いたします。また、昨年と同様「地域の繋がりの回復・村民の健康維持増進・介護予防事業の充実」をキーワードに事業を進めていきます。

分散化・多様化する村民の福祉的ニーズを的確に捉え住民に寄り添った支援が図れるよう役職員一丸となって事業を進めてまいります。

<重点事業>

1. 安否確認・見守り等を推進し村民の実態把握に努める。
2. 地域の繋がりづくり・介護予防事業等の充実に努める。
3. 介護サービスの充実に努める。
4. 地域包括ケアシステムの推進に努める。
5. 社会福祉協議会活動計画の策定。
6. 職員研修及び資格取得の推進に努める。

<実施事業>

1. 総合相談・訪問活動事業

復興住宅に居住する住民・再建先に居住する住民及び帰村した住民等、訪問活動を通して日常生活や困りごと等相談に応じ、必要に応じてアドバイスを行うと共に、専門的な相談については関係機関との連絡調整を図りながら相談・支援を行う。

場 所 住民宅・復興住宅内プレハブ事務所、みどり荘 等

時 間 午前9時～17時

期 日 平日（年末年始を除く）

2. 地域交流サロン・健康づくり事業等の運営

サロン活動は住民の自主的な活動が原則であるが、復興住宅集会所、みどり荘等において住民相互の仲間づくりを支援する貴重な機会と位置づけ、住民の現状を踏まえながら交流を図れるよう支援していく。介護予防等健康づくり事業を実施し、健康意識を高め、健康維持、増進、運動不足の解消を計れるよう事業を実施していく。また、これらの事業を通して住民相互の繋がりづくりを支援する。

- ① 生きがいデイサービス事業の実施（みどり荘、週2回）
- ② 交流サロンの実施（復興住宅集会所、みどり荘等）
- ③ 健康講演会等の開催（復興住宅集会所、みどり荘等）
- ④ 一人暮らし高齢者会食会（温泉施設等）
- ⑤ 体操教室及びヨガ教室の実施（復興住宅集会所、みどり荘等）
- ⑥ 住民交流会・日帰り旅行の実施
- ⑦ その他 福祉団体交流事業（復興住宅集会所、みどり荘等）

3. 介護保険事業

①高齢者の実態及びニーズを踏まえ介護サービスを提供する。

通常の実施地域は葛尾村内を基本とする。

○地域密着型通所介護事業（葛尾再開）

平日祝祭日営業 9時30分から15時45分

○居宅介護支援事業・介護予防支援事業

平日営業 8時30分から17時15分

○基準該当訪問介護（葛尾再開）

平日祝祭日営業 8時30分から17時15分

②各種事業のマニュアルの点検・整備

4. その他

復興住宅、再建先住宅、帰村者等の実態を踏まえ、住民ニーズに応じて関係機関と連絡調整を図りながら必要な事業を実施する。

①社会福祉協議会の各種事業

住民交流会、福祉団体の支援、安心サポート事業、生活福祉資金の貸付
一人暮らし高齢者対策事業、社会福祉協議会活動計画の策定

②地域包括支援センター事業

介護予防支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業、認知症対策の強化、生活支援コーデネーター配置による生活支援体制整備事業の推進

③コミュニティ復興支援事業

復興住宅、再建先住宅、帰村者宅を生活支援相談員が巡回訪問しながら特に要援護者の把握に努め、閉じこもりがちな住民を把握し復興住宅の自治会長及び村保健師との連携を図りながら支援にあたる。

特に「心のケア」に重点を置いて事業を進める。

④生活支援サービス事業

復興住宅における日常生活に必要な援助を、住民の参加協力のもと、支援の必要な方を支援する。（主に外出の支援）

これらの事業等も含めながら、村内及び復興住宅での安否確認、生活上の支援を各事業の担当者同士が横の連携をとりながら支援していく。